

○田川地区清掃施設組合職員旅費支給条例

平成 13 年 4 月 1 日

条例第 8 号

田川市川崎町清掃施設組合職員旅費支給条例(昭和 58 年条例第 11 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公務のため旅行する職員に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(田川市郡の旅費)

第 2 条 職員が田川市郡に旅行したときは、規則で定める額の旅費を支給する。

(旅費の支給方法等)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、職員の旅費の支給方法等については、田川市職員旅費支給条例(昭和 26 年条例第 5 号)の規定の例による。

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する